

令和3年度上半期の財政状況

各事業の展開

3年度は、徹底した感染症対策を基礎として、大きな感染症の波を回避しながら、『第4次三鷹市基本計画(第2次改定)』に基づき、防災都市づくりや新たな市民参加の実践、医療・介護などの各施策を着実に推進するとともに、国際連合が掲げる「SDGs」の理念を踏まえた持続可能なまちづくりの取り組みを進めていきます。

市有財産の概況(9月30日現在)

2年度末と比較して、市有物件では、土地が1,740.80㎡の減、建物が増減なしとなっています。

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	764億8,233万円	368億2,340万円	48.1%	300億1,626万円	39.2%
国民健康保険事業特別会計	178億8,397万円	65億5,430万円	36.6%	64億1,200万円	35.9%
介護サービス事業特別会計	8億7,082万円	3億6,824万円	42.3%	3億4,888万円	40.1%
介護保険事業特別会計	140億7,405万円	64億4,996万円	45.8%	57億4,890万円	40.8%
後期高齢者医療特別会計	44億3,459万円	17億8,340万円	40.2%	14億1,127万円	31.8%
合計	1,137億4,576万円	519億7,930万円	45.7%	439億3,731万円	38.6%

		予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
下水道事業会計	収益的収入及び支出	収入 35億 640万円	19億7,221万円	56.2%	—	—
		支出 32億4,603万円	—	—	7億3,960万円	22.8%
	資本的収入及び支出	収入 13億3,750万円	2億2,570万円	16.9%	—	—
		支出 20億6,118万円	—	—	4億3,578万円	21.1%

土地		建物		車両	
市有物件	754,896.24㎡	市有物件	330,085.87㎡	合計	101台
借用物件	41,904.60㎡	借用物件	7,596.21㎡	※借用車両5台を含む。	
合計	796,800.84㎡	合計	337,682.08㎡		

市の財政は健全に運営されています

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全度を測る四つの指標と公営企業(下水道事業)の資金不足比率について算定した結果を公表します。

いずれかの指標が「早期健全化基準」以上になると、議会で「財政健全化計画」を議決し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることになります。また、「財政再生基準」以上の指標がある場合は、いわゆる「財政破たん」と見なさ

れ、国などの関与による財政再建に取り組むこととなります。

令和2年度決算から算出した市の各指標は、いずれも基準値を大きく下回り、財政の健全性が維持されています。今後も「三鷹市自治基本条例」で定める自治体経営の趣旨に従い、適切な情報公開・提供を行いながら、健全な自治体経営を進めていきます。

健全化判断比率など(2年度)

指標	三鷹市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率……標準財政規模(*)に対する一般会計などの実質赤字額の割合	赤字額が発生していないため、表示される数値はありません	11.45%	20.00%
連結実質赤字比率……標準財政規模に対するすべての会計の実質赤字額(または資金不足額)の割合	赤字額が発生していないため、表示される数値はありません	16.45%	30.00%
実質公債費比率……標準財政規模などを基本とした額に対する実質的な公債費(市の借金の返済金)に充てられた一般財源の額の割合(3カ年平均値)	1.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率……標準財政規模などを基本とした額に対する一般会計などが将来負担すべき実質的な負債額の割合	4.0%	350.0%	
資金不足比率……公営企業での資金不足額の事業規模に対する割合	不足額が発生していないため、表示される数値はありません	20.0% (経営健全化基準)	

※標準財政規模……地方公共団体の財政規模を比較するための数値として、地方税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源の額を全国統一の算式により算出したものです。用途が特定されない財源である一般財源の大きさであり、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる数値です。

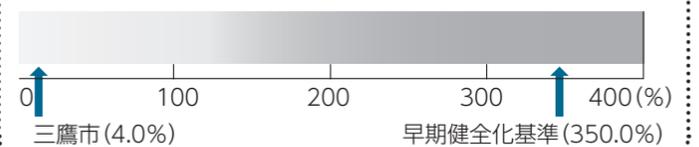
◎実質公債費比率

数値が高いほど、公債費などによる財政負担の度合いが高いと判断されます。早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%ですが、三鷹市はこれを大きく下回る1.0%にとどまっています。



◎将来負担比率

数値が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いと判断されます。早期健全化基準は350.0%ですが、三鷹市はこれを大きく下回る4.0%にとどまっています。



12月は地球温暖化防止月間

一人ひとりの生活を見直してみよう

環境政策課 ☎内線2524



この冬、身近なところから少しずつ、温暖化の原因となる温室効果ガス削減の取り組みを始めてみましょう。

電気代の節約にも！ 家庭で簡単にできる取り組み5選

- 暖房時の室温を20度に維持。外出や就寝の20分前を目安に電源を切り、使用時間を1日1時間短縮する
- 白熱電球をLED電球などの省エネ・長寿命の照明に取り換える
- 風呂は短時間でもふたを閉め、家族が続けて入ることで追いだきや自動保温を少なくする
- 冷蔵庫は季節に合わせて「強」から「中」にするなど適切な設定温度にする
- 温水洗浄便座の温度は控えめに。便座のふたを閉めて放熱を防ぐ

毎年1.5%ずつの温室効果ガス削減にご協力ください

市では、令和12年度を最終年次に定めた『三鷹市地球温暖化対策実行計画(第4期計画)』を策定しました。計画では、基準年度となる平成25年に対して、令和12年度までに市全体で21.7%の削減を目指しており、家庭で毎年1.5%、オフィスで毎年1.3%ずつの削減を努力目標として設定しています。

環境活動の表彰対象を募集します

環境政策課 ☎内線2524

市民、団体、事業者の皆さんの先導的な環境活動を表彰し、優れた活動には賞状と記念品を贈呈しています。「多くの人に知ってもらいたい！」という活動を、ぜひお知らせください。

対象となる活動

環境啓発活動の推進、エネルギーの効率的利用、ごみの減量、地域の美化・緑化の推進など、環境保全への先導的な活動で広く紹介できるもの(自薦、他薦を問いません)



活動事例

地域の清掃や緑化活動、環境講座や自然観察会の開催、エネルギー使用量の大幅削減、環境負荷低減に寄与する製品の導入や開発など



市民、市内の学校・学級、市民が主体となって活動する非営利サークル・団体、市内事業者

令和4年1月14日(金)までに必要書類(市ホームページで入手)を同課(第二庁舎2階)へ